広島県教育委員会教育長訓令第三号

本庁
地方機関
県立学校
学校以外の教育機関

広島県教育委員会公印規程施行細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

広島県教育委員会
教育長　榎田好一

広島県教育委員会公印規程施行細則の一部を改正する訓令

広島県教育委員会公印規程施行細則（昭和五十五年広島県教育委員会教育長訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表の11中「広島県立自彊高等学校
広島県立安芸高等学校」を「広島県立安芸高等学校」に、「広島県立高宮高等学校
広島県立湯来南高等学校」を「広島県立湯来南高等学校」に改め、同表の13中「広島県立自彊高等学校長
広島県立安芸高等学校長」を「広島県立安芸高等学校長」に、「広島県立高宮高等学校長
広島県立湯来南高等学校長」を「広島県立湯来南高等学校長」に改め、同表の14中「広島県立自彊高等学校出納員
広島県立安芸高等学校出納員」を「広島県立安芸高等学校出納員」に、「広島県立高宮高等学校出納員
広島県立湯来南高等学校出納員」を「広島県立湯来南高等学校出納員」に改める。

附　則

この教育委員会教育長訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。